

環生第16-85号

令和6年10月8日

経済産業大臣 武藤 容治 様

三重県知事 一 見 勝 之



(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する
意見について

環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13の規定に基づく環境の
保全の見地からの意見は、別添のとおりです。

なお、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づき提出された津市長からの意見を
添付します。

**(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書
に対する三重県知事意見**

(総括事項)

- 1 今後、詳細な工事設計を作成し、予測及び評価に変更が生じる場合は、それらを反映した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成すること。また、環境保全措置の検討にあたっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。
- 2 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 3 地域住民から事業実施に関する不安の意見が寄せられているため、事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」や、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図ること。

(個別的事項)

1 大気質、騒音及び振動

対象事業実施区域周辺は、良好な生活環境が保たれた閑静な地域であり、住民意見においても、工事实施時における工事関係車両の走行と建設機械の稼働が重なることによる降下ばいじんや騒音の影響の増大を不安視する声が寄せられている。建設機械の稼働時期等に関する詳細な工事計画の策定時において適切な配慮を行うとともに、工事の実施にあたっては工事関係車両の台数の削減や、低騒音、低振動型の建設機械の使用等の環境保全措置を徹底すること。また、施設の維持管理においても、パワーコンディショナーの発生音等による周辺環境への騒音の影響を最小限にするよう努めること。

2 水質

大規模な豪雨等が発生した場合においても、可能な限り濁水の発生を回避、低減できるよう、調整池の堆砂状況を定期的を確認し、必要に応じて浚渫を行う等、適切に管理すること。

3 陸生動物

- (1) 対象事業実施区域内の水域では、トモエガモや国内希少野生動植物種であるヤマトサンショウウオといった、重要な生物の生息が確認されている。それらの生息環境への影響を回避、低減するため、生息する生物のそれぞれの生態学的特徴を考慮し、池と周囲の樹林を一体的に保全するなど、生態系の連続性が確保されるような計画とすること。

(2) 対象事業実施区域内の既存の池で確認されたトモエガモについて、「越冬期の一時的な利用」と予測しているが、越冬場所として利用している可能性があることから、池周辺の樹林環境や草地環境が変化することを踏まえた、適切な予測、評価を実施すること。

(3) コスジマダソコガネの生息環境について、「本種がニホンジカの糞に依存していることから、事業実施前後でニホンジカの生息状況が大きく変わらないことを根拠に、影響は軽減できる」と客観的な根拠に欠ける予測を行っている。評価書においては、より客観的な根拠に基づく予測の実施を検討すること。

4 陸生植物

(1) 対象事業実施区域内及び周辺の樹林において、ホンゴウソウ、キンラン、ウスキムヨウラン、エビネ等の重要な植物の生育が確認されているが、その多くは移植が困難であり、まとまった樹林環境を必要とする。上記のような植物の生育する貴重な自然環境への影響を回避、低減するため、太陽光パネルの設置場所を可能な限り現在のゴルフコース部分に限定し、森林伐採面積の最小化を図るとともに、生育地の樹林環境を一体的に保全すること。

(2) 地表面洗掘低減のための種子吹付の実施にあたっては、周辺植生に影響を与えないよう、可能な限りその場所に生息する郷土種の種子を採取し使用するとともに、その種子が樹林に飛散しない方法で行うこと。

5 生態系

施設の維持管理にあたっては、農薬を使用しない人手での草刈りを徹底し、自然環境への影響の低減を図ること。

6 景観

景観に係る環境保全措置を徹底し、津市の行政計画との整合を図り、景観形成基準に十分配慮をした事業計画とすること。

7 廃棄物

導入する太陽光発電設備は、廃棄時を見据えて選定すること。また、事業に伴い発生する廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、やむを得ず廃棄物となるものについてはその責任の所在を明らかにするとともに、適正な処理を行う計画とすること。

8 その他

事業実施にあたっては、地域の環境保全へ適切な配慮を行うことに加え、発電効率を考慮した太陽光パネルの配置にする等、脱炭素社会に資する効果的な太陽光発電事業となるよう努めること。

津市環保第184号

令和6年8月5日

三重県知事 一見 勝之 様

津市長 前 葉 泰 幸



(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境
の保全の見地からの意見について (回答)

このことについて、令和6年6月12日付け環生第16-39号で、環境影響評価法第
20条第2項の規定に基づきご照会のありました(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業環境
影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について、別紙のとおり回答します。

事務担当	環境部環境保全課環境保全担当
電話番号	059-229-3140
FAX	059-229-3354
E-mail	229-3140@city.tsu.lg.jp

（仮称）白山三ヶ野太陽光発電事業環境影響評価準備書
に対する津市長意見

1 総論

- (1) 本事業は、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの削減による気候変動対策へ寄与する事業であるが、これらの目的達成のために災害や自然環境等を損なう影響があってはならず、また同事業の実施に当たっては、地域住民の理解を得た上で地域と共生しながら事業が進められることが前提であると考えます。

このことから、今後、事業実施にあたっては、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（2017年3月策定）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（2024年2月策定）並びに三重県が策定した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（平成29年6月策定）に基づき、地域住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民等からの意見に十分配慮すること。

- (2) 評価書作成段階までに、詳細な工事内容及び設備の仕様等の詳細が明らかになり、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。また、動植物及び生態系など、本事業の実施に伴う経時的な変動が見込まれる項目については、必要に応じて事後調査の実施等も検討すること。
- (3) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境改善に努めること。

2 各論

(1) 大気質

工事については、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。

(2) 騒音

ア 低騒音、低振動型の重機等を使用するとともに、チェーンソーなどによる樹木の伐採作業による騒音についても周辺環境への影響を最小限にするように努めること。

イ パワーコンディショナー等は、低騒音設計等の機器を選定するなど周辺環境に配慮すること。

(3) 水環境

仮設沈砂枡や調整池について、定期的な点検、浚渫等の管理を適正に行うこと。また、工事中において、台風や梅雨時期など集中豪雨が予測される場合は、予め点検頻度や浚渫を行う判断基準を定め、適切な頻度で管理を行うこと。

(4) 生態系

事業場における雑草等の維持管理について、環境影響評価準備書に示した「農薬等は使用せず人手での定期的な草刈りを実施すること」を確実に実施し、周辺環境への影響がないように適正に管理すること。

(5) 景観

本事業が実施される区域及びその周辺の豊かな自然景観は、四季を通して彩り豊かな森林景観が見られる本市の貴重な景観財産であることから、太陽光発電設備の設置に当たっては、周辺の景観との調和に配慮できるよう環境影響準備書で示された景観に係る環境保全措置を確実に実施するとともに、「津市景観計画」との整合を図り、本市の景観形成基準を遵守すること。

(6) その他

工事関係者の通勤車両及び小型車両の通行路について、想定される主な経路として市道石亀川下山線を使用する計画となっていることから、津市立大三小学校の児童及び地域住民の支障とならないよう十分な安全対策を講ずること。